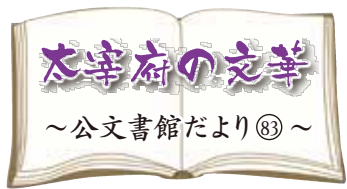


## まちをきれいに——明治時代の清潔法

近代の日本では、日常の伝染病対策としては専ら「清潔法」が行われていました。清潔法とは、地中・水中・空气中に存在する病毒（微生物）が主に腐敗物を糧に増殖するという考えのもと奨励された、地域の溝渠・芥溜・廁圍（便所）の掃除と家屋の清掃です。清潔法は、明治13（1880）年公布の「伝染病予防規則」（太政官布告）の附属法規である「伝染病

予防心得書」（内務省達）で伝染病ごとの実施が規定されています。旧太宰府町と水城村でも、明治末頃から年2回、定期的に清潔法が行われますが（「事務報告」『太宰府市史 近現代資料編』）、清潔法実施の主体となったのは各区の衛生組合でした。

衛生組合は、明治20年の「虎列刺病予防消毒心得書」（内務省訓令）で全国的にその設立が指示され、区戸長の監督の下「各町内毎二便宜」編成されました。ここにおいて土地の清潔維持や早期消毒などは基本的にその地区の「相互扶助」に任せられることになり、（小栗史朗『地方衛生行政の創設過程』）。そして、同28年の内務省訓令で清潔法は市町村の責任で実施



することが示されます。旧太宰府町の場合、明治38年度の予算書によると、三条・連歌屋・馬場・五条・大町・新町・北谷・内山・松川・片ノ谷の地区ごとに町から補助費が出されています。清潔法の施行と伝染病患者発生の際には特別補助が出されましたが（『太宰府町々会議事録』）、それも含めた各区の補助費の平均は6円程度でした。

また、国では早くから、環境保持のためにはごみ処理も重要な対策の一つとして考えており、明治33年に廃棄物に関する法律「汚物掃除法」が成立します。旧太宰府町では、明治38年度に「塵芥焼却場」4カ所（大町・新町・連歌屋・馬場）の設置予算が組まれますが、これは借地に柵囲いを施しただけの設備だったようで、町場に出されるごみを集積して野焼きにしたものかと想像され、当時、一部の自治体で導入された、レンガ造りの焼却炉を持つ先進的な施設とは趣を異にしたようです。

太宰府市公文書館 藤田理子